

移動等円滑化取組計画書

令和 8 年 6 月 24 日

住 所 神奈川県横浜市西区高島 1－2－8
事業者名 京浜急行バス株式会社
代表者名 代表取締役 森 明裕
(役職名及び氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 4 の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

車両の設備に関する事項
・ 当社が保有する一般乗合車両において 2025 年度末（2026. 3. 31）時点でのノンステップバス保有率は、94. 4%（対前年+0. 5）となっており、今後も車両代替更新に合わせて継続的にノンステップバスを導入し、導入率 100%を目指す。
・ 空港連絡バスにおいては利用者数増加によるバリアフリー車両の需要に合わせて更なる導入を検討していく。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車両	・ 一般乗合車両は 34 両のノンステップバスを購入する計画。 ・ 空港連絡バスのバリアフリー車両の導入計画なし。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車両における車椅子スペースおよびスロープ板	バス車内の車椅子スペース跳ね上げシート、車椅子固定装置やスロープ板・車椅子利用者向け降車合図装置等、機能維持のための定期的な点検、必要に応じた整備を継続的に実施。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バス停上屋・ベンチの整備	・バス停上屋やベンチの保守や必要に応じた整備の実施。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バス停総合案内板	・利用者の多いバス停、ターミナルに液晶可変式の総合案内板の設置を検討。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の講習	・NPO 法人によるバリアフリー教室の実施。 ・主に乗務員を対象に車椅子利用者・障がい者の方の乗降支援に関する講習を営業所で定期的におこなう。 ・路線沿線にある障がい者施設に通う方に、バス車内でのマナー向上を目的とした講習会を当該施設、自治体と連携しておこなう計画。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車両における適切な表示	・バスの車内放送や可変式液晶表示等で、乗降停車時や車内移動時の転倒事故防止や車内マナーの広報・啓発活動を継続しておこなう。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・営業所の建て替えでは、段差の少ないスロープやエレベーターの設置等，バリアフリーに配慮した営業所とする。 ・電話・メール等で寄せられた利用者の意見を社内共有し，今後の改善（工夫・配慮）に活用する。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V 計画書の公表方法

当社ホームページにて公表

VI その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。